

八幡浜市プレミアム付飲食券特定事業者（取扱店）募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛により、低迷した市内の飲食店を支援することにより、市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム率50%の飲食券を発行します。

2 飲食券の概要

- (1) 飲食券の額面は、1冊7,500円（500円券×15枚）とし、5,000円で販売します。
- (2) 取扱店は、飲食券を持参した消費者に対し、令和3年2月8日（月）～令和3年8月31日（火）に限り、券面記載額に相当する飲食物の提供（以下「取引」という）を行います。
- (3) つり銭額は出さないものとします。
- (4) 有効期限後の飲食券の使用はできません。

3 応募資格・条件

市内の飲食店

※日本標準産業分類の中分類76飲食店（客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場で飲食させる事業所（食堂、日本料理店、ラーメン店、焼肉店、居酒屋、喫茶店等）。なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も含む）に該当する事業所。ただし、飲食店であっても、客への接待・遊興などを伴う店舗は除外。

※新型コロナウイルス感染拡大の対策を講じること。

4 募集期間

令和2年12月1日以降順次受付

※スーパープレミアム付商品券登録店舗のうち該当すると考えられる店舗には市から事前にご案内します。

5 申込

事前に市の特定事業者登録認定を受ける必要があります。下記の方法により登録のお申し込みを行ってください。

①市ホームページの申込みフォームから申し込み

②登録申請書を市役所商工観光課に提出（FAX可）

（登録申請書は市HPのほか、八幡浜商工会議所、保内町商工会、市役所商工観光課にあります。）

※後日、「特定事業者登録証明書」、「ステッカー」、「飲食券見本」、「換金申請書」、「取扱店舗運営マニュアル」等をお渡しします。

6 飲食券の換金方法

①換金申請書、②使用済み飲食券、③特定事業者登録証明書を揃えて、八幡浜商工会議所、保内町商工会にて換金申請をお申し出ください。

後日、市から取扱店指定口座に換金額をお振込みします。

※換金受付期間：令和3年2月8日（月）～令和3年9月17日（金）

7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 市が配布する特定事業者登録ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 飲食券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 飲食券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、飲食券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (5) 換金目的での飲食券の購入は行わないこと。
- (6) 飲食券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (7) 利用者から受け取った飲食券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は特定事業者の責務とする。
- (8) 市は、特定事業者がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、特定事業者資格を取り消すものとする。